

平成24年度 第3回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

1 会議の名称 平成24年度第3回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

2 開催日時 平成25年3月22日（金）午後2時から午後3時10分

3 開催場所 千葉市中央コミュニティセンター 8階 千鳥・海鷗

4 出席者 【委員】

太田俊己委員（専門分科会長）、小松崎文嘉委員、瓜生澄江委員、山崎淳一委員、
織田三郎委員、加瀬一郎委員、木村章委員、斉藤克信委員、立花きみ委員、
中溝明子委員

【事務局】

川上こども未来部長、山田こども企画課長、渡辺担当課長、渡邊健全育成課長、
穴倉こども家庭支援室長、松尾保育支援課長、小林保育運営課長、
齊藤児童相談所長

5 議題及び報告事項

議題 里親認定の適否について

報告事項 （1）里親の辞退について

（2）処遇検討部会の開催状況について

（3）「子ども・子育て支援新制度」について

6 議事の概要

議題

里親認定の適否について【非公開】

事務局から、2件の里親候補者について説明があり、審議の結果、「適格」として答申すること
を決定した。

報告事項

（1）里親の辞退について【非公開】

事務局から、2 件の里親の辞退について説明があり、それに対し、各委員から質問が示された。

(2) 処遇検討部会の開催状況について【非公開】

事務局から、処遇検討部会の開催状況について説明があり、それに対し、各委員から質問が示された。

(3) 「子ども・子育て支援新制度」について

事務局から、子ども・子育て支援新制度について説明があり、それに対し、各委員から質問や意見が示された。

7 会議の経過

司 会： 只今から平成 24 年度第 3 回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めますこども企画課の大町と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料 1、2、3、以上の資料を配布してございます。資料 4、報告事項（3）『「子ども・子育て支援新制度」について』の資料に関しましては、事前にお配りしておりますが、追加で、国が作成したリーフレットを 1 部、机上にご用意しております。不足等がございましたら、事務局からお渡ししますので、お申し付けください。

なお、資料 1、2、3 につきましては、個人情報保護の観点から、会議終了後、回収させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

当会議の公開及び議事録の公表でございますが、里親及び里子に関する事項及び処遇検討部会の開催状況につきましては、平成 12 年 11 月の児童福祉専門分科会におきまして、原則非公開の決定をいただいております。これに従い、議題『里親認定の適否について』、報告事項（1）『里親の辞退について』、及び、報告事項（2）『処遇検討部会の開催状況について』に関しましては、非公開とさせていただきます。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員 15 名のう

ち現在9名の方にご出席いただいております。このため、当分科会委員の過半数に達しており、千葉市社会福祉審議会運営要綱第4条第2項の規定により準用する千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、当会議は成立しておりますことを報告申し上げます。

なお、千葉市ひまわり会会長・小野肇様、千葉市青少年育成委員会会長・会長・小川博子様、千葉市小中学校長学校運営協議会・加瀬清様、千葉市医師会・今田進様、千葉市幼稚園協会会長・畠山一雄様、以上、5名の方からご欠席の旨のご連絡をいただいております。それから、千葉市議会議員・小松崎文嘉様より少し遅れる旨の連絡をいただいておりますので報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、川上こども未来部長よりご挨拶申し上げます。

川上部長： こども未来部長の川上でございます。

平成24年度第3回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会にあたりまして、ひと言、ご挨拶を申し上げます。本日は、平成24年度最後の分科会となりますが、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃より、それぞれ専門的なお立場から、本市の児童福祉の充実・向上のため、多大なるご尽力、お力添えを賜っておりますこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日の会議では、報告事項(3)として『「子ども・子育て支援新制度」について』ご報告させていただきます。

皆様すでにご承知かと存じますが、昨年8月に、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立いたしまして、これに基づく「新制度」が、平成27年4月から本格施行される予定でございます。この新制度では、1つに「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、2つに「保育の量的拡大・確保」、そして3つに「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることとされており、幼児教育・保育をはじめ、さまざまな子ども・子育て支援が拡充されるとともに、これまでの制度や仕組みが大きく変わることとなります。

また、保護者などの子育て当事者、幼稚園や保育所などの子育て支援当事者、有識者などが、政策プロセス等に参画・関与するための仕組みとして、国に「子

ども・子育て会議」が設置されるとともに、自治体においても「地方版子ども・子育て会議」を設置するよう努めることとされております。本市におきましても、「千葉市子ども・子育て会議」を設置し、平成 25 年度の早い時期に審議を開始する予定でございますが、当分科会の所掌事務とも関連する部分がございますので、後ほど詳細にご報告させていただきます。

本日はこの他にも、里親認定に関する議題など、本市の子ども施策にとって重要な案件をご審議いただくことになっております。委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から、忌憚のないご意見を頂戴いただければと考えております。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 続きまして、当分科会の太田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

太田会長： 本児童福祉専門分科会の会長を務めさせていただいております、太田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。平成 24 年度第 3 回社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、皆様ご多忙にもかかわらず、このように多くの方にご出席いただきましたこと、大変厚く感謝申し上げます。先ほどのご挨拶にもありましたとおり、本日の会議では、子ども・子育て支援新制度という、今後の児童福祉の推進・向上において大きな役割が期待される事項に関する報告が予定されております。委員の皆様が日頃から様々な立場で子どもたちに関わる範囲で、建設的なご意見、ご質問をいただければ幸いと存じます。

また、議題といたしまして、里親認定の適否に関する審議を行い、市長からの諮問に対する答申を行うこととなっております。国においては、社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係のもとで育てることができるよう、里親制度などの家庭的養護の推進に向けた方針を掲げております。当分科会といたしましても、里親制度のより一層の推進に資するため、法令の規定に基づき、的確な意見を答申してまいりたいと考えております。

今年度最後の分科会になりますので、活発な議論が展開され、実り多い最後の締めくくりとなりますよう、お願いいたしますとともに、効率的で円滑な議

事の進行にご協力いただきますよう、お願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきます。
太田会長、よろしくお願いいたします。

議題 里親認定の適否について【不開示】

報告事項 (1) 里親の辞退について【不開示】

報告事項 (2) 処遇検討部会の開催状況について【不開示】

報告事項 (3) 「子ども・子育て支援新制度」について

太田会長： それでは、報告事項(3)に進みたいと思います。

事務局よりご説明のほどよろしくお願いします。

山田課長： こども企画課山田でございます。私から、『新たな子ども・子育て支援新制度について』ご報告させていただきます。

すでにご存知かとは存じますが、昨年8月に、いわゆる「子ども・子育て関連三法」が成立いたしました。国の予定どおりに進めば、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度がスタートすることとなります。詳細な内容はいまだに明確にされてはおりませんが、現時点で明確となっている概要等について、簡単にご説明させていただきます。お手元の資料4-1、A3判の横資料『子ども・子育て支援新制度(子ども・子育て関連3法)の概要と「千葉県子ども・子育て会議」について』をご覧ください。

先般、新法、子ども・子育て支援法をはじめ、認定こども園法の改正のほか、

児童福祉法等の関連法の改正が行われました。主な改正内容ですが、簡単に言いますと、高齢者福祉、障害者福祉に続きまして、保育や幼稚園といった子どもや子育ての支援サービスについても、介護保険制度のように、個々の児童・家庭に応じた認定を行い、それに応じた子ども・子育てサービスを給付する制度を創設するほか、幼保一体化、さらには、欧米に比べて社会保障費のうち子どもや子育て支援に係る比率が少なかったものを、比率を上げて既存の子育て支援制度の充実を図ろうとするものでございます。

まず、(1)『「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設』です。現在、認定こども園は、保育所部分が保育運営費、幼稚園部分が私学助成というように分かれているものを、「施設型給付」という共通の給付制度にすることになっております。これは、就学前児童の保護者の就労状況等によりまして各児童の認定を行い、利用した施設に対して共通の給付を行うものです。また、「地域型保育給付」は、小規模保育をはじめ、家庭的保育、事業所内保育、保護者の居宅に訪問して保育する保育制度を共通の給付とし、保育量を拡大しようとするものです。この給付の創設の目的には、2つ狙いがございます。1つは保育の量の拡大でございます。もう1つが幼保の格差是正ということになっております。

次に、(2)「認定こども園制度の改善」ですが、これは当初、幼保一体化の目玉であった総合こども園が三党合意により見直されたものでございます。今の認定こども園制度ですが、非常に制度が複雑なうえ、所管官庁や、申請先も異なり、施設側の負担が非常に大きいことから、全国で整備が進んでおりません。このことを勘案いたしまして、手続きの簡素化、申請先や給付の一本化を図りまして、設置・推進を図ろうとするもので、今後、すべての就学前児童に良質な幼児教育と保育を提供するために、幼保連携型認定こども園を推進していくこととするものでございます。

(3)「地域子ども・子育て支援事業の拡充」をご覧ください。先ほどの保育・幼児教育制度の拡充とともに、子どもルームの年齢拡大をはじめ、一時預かり、子育てリラックス館などの地域子育て支援拠点事業の大幅な拡充を図ろうとするものです。

その他、保育の量的拡大を図るため、認可制度の改善、保育需要等を勘案し

た市町村計画の策定、また、この計画策定のプロセスに当事者の意見を取り入れる仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」の設置等が規定されております。この子ども・子育て会議につきましては、本審議会の所掌事務とも関係がありますので、後ほど説明させていただきます。

4の「財源」ですが、大幅な制度拡充により必要経費は1兆円を超えると聞いておりますが、国では一部財源が確保されていない状況であると聞いております。

5の「施行までのスケジュール」ですが、消費税が10%となる平成27年4月の施行が予定されております。これだけ大きな転換が図られるわけですので、市民や関係施設、事業者への周知をはじめ、全児童の認定に向けた準備、計画策定、会議設置等、準備事項はかなりのボリュームになりますが、まだ財源をはじめといたしまして、報酬単価、認定基準等の詳細が明らかにされておらず、どの市町村、都道府県でも具体的準備に入れない状況でございます。今後、国の動向を注視するとともに、我々としては情報収集に努めまして、的確に対応してまいりたいと考えております。

右の欄をご覧ください。千葉市子ども・子育て会議についてご説明させていただきます。この子ども・子育て会議は、子育て支援法の趣旨の一つである、国や自治体における子育て支援の計画や政策プロセスに、子育て支援の事業者や保護者など当事者の参画を得て制度を運用するために、国、県、市に設置されるものです。

1の「設置根拠」ですが、子ども・子育て支援法の第77条に基づき、千葉市議会で議決されました、千葉市子ども・子育て会議設置条例が根拠となっております。

2の「設置の趣旨」ですが、記載のとおりでございます。具体的には参考に記述してございますが、主に四つございます。今後策定いたします、子ども・子育て支援事業計画に関する事項が主な内容となりますが、計画策定にあたっての各種施設の利用定員の設定について意見を述べることをはじめ、事業計画の策定、変更について意見を述べること、また、本市における子ども・子育て施策の推進に関する必要事項及び施策の実施状況について調査審議いただくことになっております。本専門分科会のように、市長からの諮問を受け、答申す

るといった会議ではなく、あくまでも当事者の意見を計画に反映するといったことを目的としております。

3の「委員構成」をご覧ください。国の会議や他都市の状況を勘案しつつ、千葉市の独自色を出した委員構成を考えております。まず、保護者ですが、来月からの公募を予定しております。子どもの年齢や通園している施設を考慮しつつ、論文及び面接にて選考したいと考えております。また、保育施設や保育時間は労働条件と大きな関連がございますので、雇用者の代表、労働者の代表にも入っていただく予定です。次に子ども・子育て支援事業従事者でございます。幼稚園、保育園、放課後児童クラブを運営する社会福祉協議会、その他病後児保育や地域子育て支援拠点事業の従事者を構成メンバーとしたいと考えております。また、計画や施策に専門的立場からご助言いただくために、児童福祉や社会保障の学識経験者にもご参加いただくことを考えております。

最後に「審議予定」ですが、今後、国の動向等に大きく左右されますが、現在のところ第1回目の会議を本年5月ごろに予定しており、年度内には主にニーズ調査などについてご審議いただく予定となっております。

資料4-2をご覧ください。国の地方版子ども・子育て会議の資料を添付しております。これを見やすくしたものが先ほどの資料4-1でございますので、こちらは後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして資料4-3をご覧ください。子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議が新たに設置されることにより、本専門分科会との所掌を整理する必要があります。

まず、これまでは児童福祉専門分科会の本来の所掌でございます児童の処遇ですとか里親認定の他、児童福祉に関する計画、懸案事項、あり方検討などすべての案件について、本分科会でご審議していただいております。しかしながら、来年度より新たに設置されるこの会議の所掌が法定で定められておりますので、子ども・子育て支援法に基づく項目につきましては、新たな会議にて審議されることになります。1にこれまでの事例を例に挙げておりますが、次世代計画や施設の運営基準、里親の認定はこれまでどおり本分科会でよろしくお願いしたいと考えております。それに対しまして、保育所の待機児童対策、子どもルーム、子ども・子育て支援新制度に関する事業の計画等につきましては

は、新会議の所掌としたいと考えております。2に平成25年度以降に想定される審議事項について、それぞれどちらの会議で審議するかを記述しております。

最後に資料4-4をご覧ください。ここに記載している事項につきましては、現在、社会福祉審議会全体を所掌しております保健福祉総務課と協議中ですが、社会福祉法人の設立、認可保育所の設置について、これまで社会福祉法人設立等審査委員会児童福祉部会で審査しておりましたが、今回の児童福祉法改正により、社会福祉審議会の意見を聞くことを定められたことから、現在、社会福祉審議会の中に本専門分科会とは別に、認定こども園、保育所などの認可に係る部会を新たに新設する方向で検討しているところでございますが、高齢者施設等との関係もあることから、協議中でございますので、決まりましたらあらためてご報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

太田会長： はい。ありがとうございました。

大まかに3つほどあったかと思います。新しい制度に関するご説明と、条例で設置が決まりました千葉市子ども・子育て会議に関する概要のご説明、3点目は既存の分科会との所掌の分担に関して、ということかと思いました。

これからの事でございますが、特に本分科会との関係も深くございますし、関連の団体の委員の方もおられるかと思っておりますので、これについてまた具体的なご質問、ご意見いただきたいという風に思います。

いかがでしょうか。

山崎さんどうぞ。

山崎委員： 山崎です。この法案は消費税に連動していますよね。国の対応としては、その時の経済の動向を見ながら消費税のアップを考えているということですが、千葉市としては消費税が上がる、上がらないに関わらず進めていくということでしょうか。

子ども・子育て会議は分かるんですよ。ただし、7千億円の追加財源、さらにもっと財源が必要と書いてありますよね。この辺の関連というのはどうなるんですか。

山田課長： この制度は、全国統一で国の消費税を財源にして行いますので、千葉市独自

で先に始めるとか、どこかの自治体が先に始めるということはありません。
全国一律にスタートになります。消費税の時期が遅れば、その分開始時期も遅れることになります。

太田会長： 子ども・子育て会議というのは、それなりにということですね。

山田課長： はい。

太田会長： 山崎委員さんよろしいでしょうか。

山崎委員： もう1点だけお願いしたいのですが、千葉市とは関係ないかもしれないのですが、認定こども園の許認可については、千葉市は政令指定都市なんですけれども、他の市町村は県でやっていましたね。これは、市に移管されるのですか。

山田課長： 現在のところ、大都市特例といたしまして政令指定都市だけが認定こども園の許認可を受け持つということで、その他の市町村は県のままということになっております。以上でございます。

太田会長： はい、よろしいでしょうか。

山崎委員： 質問ではないんですが、これからいろんな事が出てくると思うんですけども、途中経過は一般市民に知らしめて行くんでしょうか。次世代育成支援行動計画を策定するパブリックコメントを行った時に、各区で説明会を開催して、市民から意見を吸い上げましたよね。今回も各区で説明会を開催していく予定ですか。

太田会長： お願いします。

山田課長： 会議だけで意見を聴取するのではなくて、かなり大がかりなニーズ調査というものを予定しております。ニーズ調査で市民のニーズをよくくみ取ってまいります。計画自体の周知につきましては、広く市民に知らせる方法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

太田会長： よろしいでしょうか。

子ども・子育て会議の下の方でございますが、審議予定のところに、この計画の策定にあたりニーズ調査があつて、パブリックコメントがあるということのようです。

ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見が無いようですので、報告事項（3）につきましてもこれで終了とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。ありがとうございました。

その他

太田会長： 引き続きまして、次第の6『その他』に移りたいと思います。

事務局から連絡事項ございますでしょうか。

山田課長： こども企画課長の山田でございます。私からは、児童福祉専門分科会の平成25年度の開催予定につきまして、ご説明させていただきます。

平成25年度においては、今のところ、10月と3月に開催する予定でございます。あくまでも現時点での予定でございますので、今後、変更する場合もございますが、あらかじめご了解いただきますよう、お願いいたします。日程調整等にあたりましては、あらためてご連絡させていただきます。

なお、議題といたしましては、「夢はぐくむ ちば こどもプラン」の平成24年度進捗状況などを予定しております。

本日の会議をもちまして、平成24年度の児童福祉専門分科会は終了となります。一年間、大変お疲れ様でございました。

今年度は、本日の議題である「里親認定の適否」のほか、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例案」や「夢はぐくむ ちば こどもプランの平成23年度進捗状況」などに関してご審議いただき、本市の児童福祉の推進にご尽力を賜りましたこと、あらためて感謝申し上げます。

週明けの月曜日には、千葉市社会福祉審議会の全体会議が開催され、今年度の当審議会の会議はすべて終了となりますが、来年度も引き続き、皆様の専門的な知識に基づいたご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

太田会長： はい。どうもありがとうございました。

それでは、今ご案内のありました、来年度の開催予定について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。本年度最後ということになります。児童福祉に関しまして

全般のご意見、ご質問でも結構ですが、いかがでしょうか。

特にご質問、ご意見がないようですので、これで予定していた議題等は以上で終了となります。委員の皆様のおかげをもちまして、予定どおり円滑に議事を進めることができました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

司 会： それでは、以上をもちまして、平成24年度 第3回 千葉市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を閉会いたします。

なお、本日お配りした資料等でございますが、資料4「子ども・子育て支援新制度について」以外の資料につきましては、個人情報等が含まれているため、回収させていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

年度末のお忙しい中、本日は大変ありがとうございました。

以上